

茨城県総合計画審議会
住みよいいばらきづくり専門部会 第3回

平成22年8月2日(月)

茨城県庁 9階講堂

午前10時29分開会

○事務局

皆様こんにちは。お暑い中お集まりをいただきましてありがとうございます。ただいまから茨城県総合計画審議会の第3回の住みよいいばらきづくり専門部会を開会させていただきます。

まず、議事に入ります前に配付資料の確認をお願いしたいと思います。

お手元の次第の下の方に配付資料の一覧というものが載っておりますが、こちらを御確認いただきたいと思います。まず次第、それから席次表、委員名簿がございます。また資料が大きく4種類ほどございます。

資料1-1、新県計画策定に係るスケジュール。資料1-2が、4枚つづりのもので全体構成(案)と基本構想。資料2が、A3判の横長の表になっておりますが、政策展開の基本方向に係る施策体系について。それから資料3が3種類に分かれてございます。資料3-1が施策を構成する主な取組について、「住みよいいばらき」のものです。それから資料3-2が同じく「人が輝く」資料3-3が「活力」に係る資料です。

続きまして、資料4といたしまして、A4判の2枚つづりになっておりまして、いきいきいばらき生活大県プロジェクトについて。そのほか、参考資料としまして、政策展開の基本方向に係る政策体系についての新旧対照表をつけてございます。

以上、足りないものがございましたらば、お声かけをいただきたいと思います。いかがでございましょうか。よろしいですか。

それでは、会議の進行につきましては、部会長さんをお願いいたします。よろしく願いします。

○部会長

皆さん、こんにちは。大変お暑うございます。それでは、早速議事に入らせていただきます。

本日の審議の流れですが、議題が3件ございます。まず、議事1によりまして、これまでの審議経過を御確認していただきたいと思います。そして、議事2の政策展開の基本方向について御議論をいただきます。本日の議事を中心はこの部分になります。その後、議事3について議論をしていただくということで進めさせていただきます。

それでは、議事1と議事2につきましては、一括して事務局より説明をお願いいたします。よろしく願いします。

○企画課長

それでは、議事1、これまでの審議経過等につきまして、御説明をさせていただきます。

お手元の資料の1-1、新県計画策定に係るスケジュールを御覧いただきたいと思います。

当部会におきましては、前回5月末に開催いたしました第2回専門部会におきまして、基本理念や将来像とともに、基本戦略や基本施策などにつきまして御審議をいただき、その後7月に総合部会を開催いたしまして、本日第3回の専門部会の開催ということで、基本計画等について御審議をいただくということになってございます。

今後の予定でございますが、8月9日に総合部会、8月20日に総合計画審議会を開催いたしまして、中間取りまとめを御審議いただくこととしております。その後、パブリックコメントを経まして、さらに総合部会、専門部会での審議をお願いしていきたいと考えております。年度内の計画策定を目指してまいります。今後の審議の状況によりまして、専門部会等の開催、答申の時期につきましては調整をしてまいりたいと考えております。

続きまして、資料1-2によりまして、前回以降の変更点等につきまして御報告をさせていただきます。

まず、全体構成でございますが、資料の左側に、前回お示しした構成(案)それから右側には、変更後の現時点の構成(案)を記載してございます。アンダーラインの部分と点線の中が変更した部分でございます。まず、大きな変更点としましては、前回、第2部を「目標実現に向けた取組」として提示をいたしました。第1部の基本構想と対をなす言葉として「基本計画」という名称に変更をしております。また、第2部第1章の「基本戦略、基本施策」については、戦略の名称がふさわしくないという御意見なども踏まえて「政策展開の基本方向」と名称を見直しまして、県が推進する政策、施策を総合的、体系的に示していくこととしたところでございます。

さらに、前回お示ししました「いばらきモデル推進プロジェクト」につきましては「いきいきいばらき生活大県プロジェクト」と名称を変更しまして、第3章として位置づけていくこととしたところでございます。詳細につきましては、議事3にて御説明をさせていただきます。

次に、2ページ目でございます。

変更後の全体構成の詳細を記載してございまして、変更箇所にはアンダーラインを引いてございます。第2部の「基本計画」では、第1章の「政策展開の基本方向」に向いて、3つの目標に対応する政策を示し、その下の施策ごとに本県の現状と課題や主な取組、数値目標などを記載してまいりたいと考えております。

後ほど議事2で、政策展開の基本方向の施策体系といたしまして、詳細な政策、施策の取組につきましては御説明をさせていただきます。

なお、以上説明してきました全体構成や政策展開の基本方向などの考え方につきましては、総合部会で基本的には了解をできているところでございます。

続きまして、基本構想につきまして、7月5日開催の総合部会の資料に基づきまして、御説明をさせていただきます。3ページでございます。

これも下線が引いてあるところが前回からの変更点でございます。基本理念につきましては、前回、「共創と貢献」という形で御提示をしましたが、標語的じゃなく、文章として表現した方がよいというような御意見とか、あるいはその「貢献」という意味はいろいろ誤解を生みやすいというような御意見も踏まえまして、変更案として「みんなで創る人が輝く元気で住みよいいばらき」ということで御提示をさせていただいております。

また、「目標と将来像」につきましては、「人が輝くいばらき」につきまして、ほかの2つの目標を支えるイメージから、「住みよいいばらき」や「活力あるいばらき」が実現したあと、最終的に「人が輝くいばらき」が実現するのではないかという考えから、2つの目標の上に「人が輝くいばらき」を位置づけさせていただき、さらに3つの目標が相互に関連しているというイメージを図の中央に矢印で示したところでございます。

また、「住みよいいばらき」の将来像について御説明申し上げますと、将来像の1つ目ですが、前回の「だれもが安心して、保健、医療、介護、福祉サービスを受けられる県」という表現から「子育て支援の充実」を追加しまして「医療・保健・福祉サービスや子育て支援が充実し、安心して暮らせる県」と修正をさせていただいたところです。さらに将来像の4つ目では、「暮らしの中に美しさや潤いがあり、だれもが優しく快適に暮らせる県」という表現が抽象的でわかりにくいという御意見もございましたので「互いに支え合いながら、質の高い暮らしができる県」と修正をさせていただいております。

それから、最後に4ページ目でございます。政策展開の基本方向を整理した資料となっております。

3つの目標で分かれていながら、つながっている概念を示すべきというような御意見を踏まえまして、3つの目標を3つの輪として示し、それぞれがどこかで重なり合う概念をもとに、目標達成に必要と考える政策が展開する形に整理をしております。

それから、政策の名称につきましても、基本戦略から政策展開の基本方向に変更したことに伴いまして、政策面を何々戦略ということから、総合部会の御意見を踏まえつつ、庁内各部局と政策を構成する施策を含めた体系の検討を行いまして、必要に応じて名称の変更を行っております。

なお、基本構想につきましては、7月5日の総合部会におきましても、おおむねの了解をいただいておりますが、いろいろな御意見をいただいております。現在、内容について検討を進めているところでありまして、8月9日の総合部会にさらに整理したものを示して審議をいただきたいと考えております。

全体構成や基本構想につきましては、総合部会の所管事項となっておりますので、当部会におきましては報告事項とさせていただきたいと思っております。審議経過につきましては、以上でございます。

○部会長

それでは、引き続きまして、資料2の方の御説明をお願いいたします。

○事務局

資料2の説明をしたいと思います。少し長くなりますので、座って説明させていただきます。議事2、政策展開の基本方向について、御説明させていただきます。

資料2を御覧いただきたいと思います。こちら資料2につきましては、県の基本的な取組を3つの目標別に、網羅的かつ体系的に整理するということしております。構成につきましては、前回の部会の際に、メリハリをつけた計画づくりが必要という御意見をいただきましたけれども、重点的な取組につきましては、議事の3で御審議をいただきますプロジェクトの中で検討してまいりたいと考えてございます。

こちらの資料2でございますが、3つの目標の政策展開の基本方向に係る施策体系の一覧を示してございます。この一覧につきましては、本日の御意見を踏まえまして、総合部会に報告をし、中間取りまとめに対応していきたいと考えております。

一番上の段に3つの目標がそれぞれ掲げてございまして、左側から「住みよいいばらきづくり」ですが、括弧の数字で書かれております4つの政策がございまして。その下に、丸の数字で書かれております20の施策が下に書かれております。「人が輝くいばらきづくり」では3つの政策と17の施策、それから一番右「活力あるいばらきづくり」では4つの政策と21の施策を示しております。全体で11の政策と58の施策を示しております。

本日御議論いただきます一番左の「住みよいいばらきづくり」に関しまして、まず、政策の1番目として、主に医療・保健・福祉が充実した社会づくりということで5つの施策を示しております。政策の2番目には、生活を送る上で必要な安全の確保に関する施策を6つ示しております。政策の3番目、地球温暖化対策をはじめとする環境保全に対する5つの施策を示しております。施策の4番目につきましては、身近な暮らしの中での生活環境について、まちづくりでありますとか、コミュニティなどにつきまして4つの政策を示しているところでございます。

続きまして、施策の体系に基づく主な取組につきまして、若干詳しく御説明をさせていただきます。

資料3-1を御覧いただきたいと思います。

資料3-1でございますけれども、この主な取組に関しましては、今後も継続をして御意見をお伺いしながら、事務局で整理を進めていきたいと考えております。委員の皆様方には、重要な視点が漏れていないか、あるいは表現が適切であるかどうか、こういった観点から御確認をいただければと思っております。

まず、1ページ目でございますけれども、政策(1)医療・保健・福祉が充実した安心できる社会づくりを構成する施策と主な取組を示してございます。

上から順に見ていきますと、まず、①の「安心して医療を受けられる体制の整備」についてでございます。主な取組といたしましては、医師を初めとする医療従事者の確保・定着の推進、医療資源の有効活用、周産期医療や小児救急体制の充実、総合的ながん対策、救急医療体制の強化、僻地医療対策、医療事故防止対策による患者と医療機関の信頼関係の構築、国民健康保険など、医療保険制度の安定した運営を支援、医薬品の安全確保や献血車、骨髄ドナー登録者の確保、臓器移植医療についての普及啓発、こういったことに取

り組んでいくこととしております。

続いて、施策の「②子ども・子育てを応援する社会づくり」につきまして、若者の結婚・子育てに対するイメージの向上、いばらき出会いサポートセンターを中心とした積極的な男女の出会いの場づくりの推進、妊産婦健診の推進など、安心して出産、子育てができる環境づくり、親子の交流や育児相談を行う子育て支援拠点づくりの推進、保育サービスの充実や医療費助成などの経済的負担の軽減、子供の居場所づくりの推進、安心して子育てができる住環境の整備、それから、ワークライフバランスの実現や女性の再就職支援など、こういったことに取り組むこととしております。

続いて、「③高齢者・障害者が安心して暮らせる社会づくり」についてでございます。

要援護者に対する茨城型地域包括ケア体制の充実、介護予防対策の推進、介護サービスの人材確保とサービスの質の向上、認知症高齢者や家族を支える取組、高齢者等の権利擁護の推進、高齢者の生活を支えるシステムの構築、障害者福祉サービスの提供体制の充実、障害者の就労支援やノーマライゼーションの理念の普及啓発、高齢者や障害者に配慮した住環境の整備、こういった施策に取り組んでいくこととしております。

施策の「④安心できる保健・福祉サービスの提供」でございます。

新型インフルエンザなどの感染症対策の充実、エイズなど性感染症の正しい知識の普及と検査、相談体制の充実、肝炎や難病など医療費助成による経済的負担軽減、要援護者への地域ケアシステムの充実、それから生活保護制度などセーフティネットの充実と適正な運用の推進、マル福制度の安定的な運営など取り組んでいくこととしております。

施策の「⑤生涯にわたる健康づくり」についてでございます。

県民運動として積極的な健康づくりの推進、禁煙・分煙の推進、それから食育の推進、歯科保健体制の充実や自殺予防あるいは心の健康づくりの推進、薬物の乱用防止、こういったことに取り組むこととしております。

続きまして、資料3-1の2ページ目、政策の(2)安全に暮らせる平穏な社会づくりについてでございます。

施策の「①犯罪に強い地域づくり」でございます。

警察基盤の強化と計画的な警察施設の整備、警察の捜査活動の強化、ストーカー犯罪やドメスティック・バイオレンスなどといったものに対する適切な対策の推進、県民に対する安全教育と少年が健全に育つことができる環境づくりの推進、地域住民等と協働した安全安心な地域づくり、暴力団の排除や銃器・薬物の根絶、犯罪や災害など、被害者や家族への支援体制づくり、こういったことに取り組むこととしております。

施策の「②消費生活と食の安全確保」についてでございます。

消費者被害を未然防止するための広報啓発や消費者教育の推進、悪質な事業者に対する指導や取締り、消費生活センターなどの相談体制の充実と相談員の資質の向上、生産から流通・消費の各段階での安全対策、食品等の試験検査体制の充実、食の安全に関するリスクコミュニケーションの強化などに取り組むこととしております。

施策の「③交通安全対策の推進」についてでございます。

交通指導取締りの強化と交通安全教育の推進、安全に通行できる道路整備、信号や標識

など道路交通環境の整備，関係団体と連携・協力した交通安全意識の啓発などに取り組むこととしております。

施策の「④防災体制・危機管理の強化」についてでございます。

災害に備えた防災訓練や防災備蓄資機材の整備・維持，住宅や公共施設，ライフラインの耐震化，災害時の情報通信手段の確保と，迅速な災害情報の収集伝達，災害時の要援護者への安全・救助体制の充実，さらには，コンビナートや高圧ガス等取扱所の保安意識の向上と災害の未然防止対策の促進，地域防災力の強化，さまざまな災害に応じたハザードマップの作成とその周知，災害防止活動に資する街路や防災公園の整備，テロや武力攻撃事態等に備えた国民保護実施体制の強化，こういったことに取り組むこととしております。

施策の「⑤原子力安全体制の確立」でございます。

原子力施設等の安全確保の推進，環境放射線の監視体制の強化，原子力防災体制の充実，原子力に関する知識の普及啓発，原子力発電所等におけるテロ対策の強化などに取り組むこととしております。

施策の「⑥県土の保全と社会基盤の維持・更新」についてです。

土石流や地すべり，がけ崩れ等の土砂災害防止対策の推進，山地災害の防止と治山対策，海岸侵食，高潮等の災害防止，洪水被害軽減対策の推進，公共土木施設や公共建築物，ライフラインなどの適切な維持管理による長寿命化などに取り組むこととしております。

続きまして，3ページ目，「みんなで取り組む地球にやさしい環境づくり」についてでございます。

施策の「①地球温暖化対策など地球環境の保全の推進」です。

産業部門や民生部門，運輸部門における地球温暖化対策，環境学習や県民運動による地球温暖化防止活動の推進，省エネルギー対策などを講じた住まいづくりの促進，渋滞緩和対策，あるいは省エネルギーや再生可能エネルギーなどの技術開発と導入の促進，二酸化炭素の吸収源となる森林の整備，フロン類の回収と適正処理などに取り組むこととしております。

施策の「②資源循環型社会づくりの推進」でございます。

廃棄物の発生抑制と適正な循環的利用，適正処理の推進，あるいは不法投棄の監視・指導体制の強化，未利用バイオマスの有効活用，こういったことに取り組むこととしております。

施策の「③霞ヶ浦など湖沼環境の保全」についてです。

協働による水質浄化活動の促進，生活排水対策，事業所への規制や指導による流入汚濁負荷の削減，市街地や農業由来の汚濁負荷削減対策，霞ヶ浦導水事業の促進と河川の水質浄化対策，水質浄化機能を持つ山林や平地林の適切な保全管理などに取り組むこととしております。

施策の「④林業・木材産業の振興による健全な森林の育成」まず，森林整備，木材供給，木材有効活用など総合的に推進する緑の循環システムの構築，計画的な間伐による健全な森林整備，林業の新規就労者の育成・確保・・・など特用林産物の生産振興などに取り組むこととしております。

なお、こちらにつきましては、森林の育成については、環境分野と密接な関係にあるということから「住みよいいばらきづくり」のこちらの方に移動したところでございますけれども、先週行われました活力あるいばらきづくり専門部会におきまして、林業の振興にかかる部分は、「活力」の部分に入れてもいいのではないかとといった御意見もございました。本日のこちらの部会での御意見などもお伺いしながら、整理をしてまいりたいと考えております。

続いて、施策の「⑤身近な地域環境の保全と自然環境の保全・活用」についてでございます。

まず、大気環境の保全対策や水環境の保全対策、地下水の適正利用、有害化学物質の適正管理、生物多様性の保全対策、筑波山や霞ヶ浦など自然環境や景観の保全、平地林や里山林など整備による緑化や農地の保全、自然環境に配慮した河川や海岸の整備、水や緑に親しめる環境づくり、自然環境保全の意識啓発などに取り組むこととしております。

続きまして、4ページ目、政策の（4）「人にやさしい良好な生活環境づくり」についてでございます。

施策「①やさしさが感じられるまちづくり」でございます。

まず、暮らしやすい集約型土地利用を目指したまちづくり、ユニバーサルデザインによる生活空間づくり、歴史、文化、自然環境など地域特性に応じた景観形成、都市の緑地保全や緑化に対する県民意識の向上、バリアフリーに対応した住環境の整備などに取り組むこととしております。

続きまして、施策の「②地域コミュニティの活性化とグローバル化への対応」についてでございます。

まず、地域コミュニティの再生・活性化、ネットワークの強化、地域社会活動への参加促進、それから多文化共生の地域づくり、ボランティア活動に参加しやすい環境づくりなどに取り組むこととしております。

施策の「③生活交通環境の充実」についてでございます。

地域に必要なバス路線の維持・確保、地方鉄道の活性化、高齢者や障害者が利用しやすい公共交通や交通環境の整備、地域のニーズに応じた生活交通サービスの導入促進、安全で円滑に通行できる道路交通環境の整備、自家用車から公共交通機関への利用転換の促進、まちづくりの核となる道路結節点の整備などに取り組むこととしております。

施策の「④生活衛生環境の充実」についてでございますが、水資源開発事業による水の安定確保、水道施設の整備と水道への加入促進、流域下水道の整備や公共下水道事業への支援整備、農業集落排水施設の整備促進、下水道未整備地域の合併処理浄化槽設置の推進と排水の水質検査の強化、動物愛護や飼育意識の啓発やペット由来の感染症に関する衛生指導、理美容所等の生活衛生関係施設への監視指導、こういったことに取り組むこととしております。

以上が、「住みよいいばらきづくり」に関する清作展開の基本方向でございます。説明は以上でございます。

○部会長

ありがとうございます。ただいま御説明がありましたけれども、本日は、資料2の政策展開の基本方向を固めてまいりたいと思います。たくさんありましたけれども、どうしてもこれは包含的にならざるを得ないところがございます。ここの部分につきましては、抜けがないかどうかという視点で見ただけであればと思います。

また、前回ありました御意見のうち幾つかは「住みよいいばらき」の部分から「人が輝くいばらきづくり」に移っている項目もございます。また、今御説明ありました森林についてですが、具体的には「みんなで取り組む地球にやさしい環境づくり」の施策④「林業・木材産業の振興による健全な森林の育成」については、生活者の視点というよりは、産業の視点が入っておりますので、ここの幾つの取組は、「活力あるいばらきづくり」に移動したらどうかという御意見もあるそうですので、そのあたりも、御意見ちょうだいしたいと思います。よろしくお願いいたします。

では、順番に、1番の政策「医療・保健・福祉が充実した安心できる社会づくり」から御意見をちょうだいしたいと思います。

○A委員

ちょっと審議に入る前に教えていただきたいのですが。資料1, 2関係ですが、今回、その前回、平仮名で「いばらき」になっている所と漢字の「茨城」になっている所がありますが、具体的にこの漢字の「茨城」と平仮名の「いばらき」をどう使い分けをしているのか、平仮名の「いばらき」をあえて使うときのメッセージというか、その背景にある定義というものについて、お教えいただきたいと思います。ちょっと横道にそれますが、でも、大事なところでもございます。よろしく申し上げます。

○部会長

少し戻りまして、資料1の方の「いばらき」ですね、今回、現在の茨城について漢字にしているんだろうと思うのですけれども、そのあたり、事務局の方で御説明をお願いします。

○A委員

それから、関連してもう1点だけ。今の資料の1-2の3ページで、「いきいきいばらき生活大県プラン」の基本理念で「みんなで創る」が創の字をあえて使っておられますが、創というのは、何もないところから「つくる」という意味でして、今までに全く何もないわけではないし、また、他はみんな「づくり」は平仮名で書いているので、ここを創の字を使った趣旨なりお考えをお教えいただきたいと思います。

○部会長

そうですか、今御質問の総合部会の案件ですけれども、事務局の方で説明をお願いいたします。

○事務局

まず、表記の仕方でございますけれども、漢字で「茨城」といった場合には、現状、現在の茨城を示すときに漢字で使っております。平仮名の方は、今までとは違った新しい茨城をつくっていくんだということで平仮名の表記をさせていただいたところでございます。

同じように「創る」という漢字でございますけれども、こちらの漢字は、今までにない新しいものをつくっていくんだという意気込みをあらわす意味で、この漢字を使わせていただいているところでございます。

○部会長

よろしいでしょうか。

今資料1の方の御質問でしたけれども、他にも資料1の御質問はございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、本題の住みよいいばらきづくり専門部会の検討事項であります資料の3と、それから資料の2について皆様から御意見をちょうだいしたいと思います。

それで、政策1「医療・保健・福祉が充実した安心できる社会づくり」こちらの方で、何かございましたらお出しいただきたいと思います。

○B委員

「住みよいいばらきづくり」の中で「子ども・子育てを応援する社会づくり」という項目があり、資料1の3ページの方の将来像のところに「子育て支援」という言葉が使われています。似たような「支援」と「応援」という言葉の使い分けの意味あれば教えていただきたいと思えますし、統一した方がわかりやすいかなという感じがいたします。いかがでしょうか。

○部会長

施策では「応援」という言葉を使っているけれども「支援」でもいいんじゃないかと、統一した方が良いのではという御意見ですけれども、ここは事務局何かありますか。

○事務局

この表現につきましては、検討させていただきたいと思います。

○部会長

それでは、他に御意見はございますでしょうか。C委員お願いいたします。

○C委員

3つほどあるんですが、先ほどの質問で「創る」というのは、新しい茨城をつくっていくという、そういう意気込みを示そうとしたことは、非常に結構なことだと思いますが、この政策(1)の中で、どの部分が新しく、それをどのようにやっていこうとしているのか、何かポイントがあれば教えてほしいというのが1つです。

それから2番目は、④の安心できるというところに入るのかなと思うのですが、最近、熱中症とか、夏の高温だとかいろいろ問題になっていますが、茨城県はそういうことは問題ないのか。今後5年間、もっと暑くなる可能性もあると思うので、そういう熱中症対策とかをどうするのか。

ちょっと先を急ぐようで申しわけないのですが、2ページ目の(2)の④の防災体制というところも、7に、洪水や地震とかに備えますといろいろ書いてありますが、例えば、最近の雨の降り方は、今までにないとかいう話もありますので、そういう気候変動だとかに対して新しい備えをするようなことを考えるのかどうか。似た項目がほかのところにもあると思います。

それから、3番目は、③の「高齢者の生活を支える支援システム」ですが、高齢者の方の生活を支えるのは、個々人がやるとか行政だけがやるとかいうのではなく、恐らくコミュニティ全体で対応する、その支援のためのネットワークをつくるのがぜひ必要になってくると思うのですが、ここでは、保健福祉部がやるという形になっていますよね。4ページの(4)の②の1のところに「地域コミュニティの再生・活性化とネットワークの強化を図ります」と書いてあります。恐らく、こういう中にも高齢者の支援のことが入っていると思うのです。その担当部局を見ると、生活環境部と商工労働部です。この辺は共通するところですが、部局が協力してやらないといけないと思うのです。テーマがつながっていて、この場所では保健福祉部、後ろでは生活環境部みたいな、そういう一緒にやるといいますか、連携してやるということについて、どう認識されているのかが3番目です。少し大きな質問で申しわけないのですが、よろしくお願いします。

○部会長

それでは、まず1点目の新規の取組ですね。今回の計画で新たに入ってくる部分について、事務局の方から御説明をお願いします。

○事務局

「住みよいいばらきづくり」に関しましては、時代の潮流等で少子高齢化が一層進んでいると、人口減少、高齢化が一層進んでいるというようなこともございます。「住みよいいばらき」に関する施策というものは、そのベースになるようなものでございますので、これまでの施策に対して、なお一層充実を図っていくというのが基本になってくるところでございます。

中でも医療に関しましては、現在大変厳しい状況でありますので、当然医療の充実、あるいは高齢者に対する福祉の充実、それから人口減少社会、少子化が進んでいるということも踏まえまして、子育てといったところの施策の充実などにおいて内容の充実を図るということで検討を進めております。

また、地域コミュニティの話も出ました。新たな公共とか、新しいコミュニティの取組なども、その時代の潮流の中で出てきておりますので、そういったことについても今後検討していきたいと考えております。

○部会長

今のお話ですと、ほとんどは現在実際に取り組んでいるけれども、今後も内容の強化をしていくと言うことで。

○C委員

おっしゃるとおりだと思うのですが、解決できずに今日に至っている問題であれば、この計画を皮切りに、どこを強調してやっていくのかをもっとはっきり出すべきだと思います。この資料のようにずらっと並べられると、どこにポイントがあって、どこを強調してやろうとしているのかが見えない感じがします。御苦勞はすごくよくわかるし、全部やらなければいけないというのもわかりますが、この計画によって、新しい茨城をつくっていくということであれば、特に医療、お医者さんの確保とか、子育ての問題とか、ここをもっと強くするんだというメッセージが出せたらよいのではないかと思っています。アイデアがなくて申しわけないのですが。

○D委員

C委員の御意見すごく賛成なんですけど、資料3-1の主な取組を見てしまうと、何が新しいのか全く見えない。これからの5年と前の5年とで何が違うのかということが、もう少し明確にしたらよいのではないかと感じます。

加えて、ここの(1)で一番気になるのが、「高齢者と障害者が安心して暮らせる社会づくり」で、高齢者と障害者を一緒の施策にしている意図は何なのか。障害のある方は、やはりケアする、守っていかないといけない立場なのですが、高齢者も、単に弱い人だと扱うことに関しては基本的に非常に反対でして、いろいろな統計でも7割が現役高齢者で、20年後においても7割が現役高齢者の割合は変わらないと言われていています。こういう人口減で超高齢社会の中でいかに元気な高齢の方を、この茨城の中で働いていただくかという視点からは、高齢者と障害者を1つの施策にしているのは、ちょっと違うんじゃないかなと思いますので、そのあたりを御検討いただきたい。

もう1つ今国の厚労省の方の施策の流れの中でも、医療と予防というのが2大柱になっていますが、この中には予防という言葉がどこにも出てきていないのです。そのあたりあえて国の方向性と何か違うことを打ち出したいのか、それとも単に落ちているだけなのか、そこに関してコメントが欲しいと思いますし、もう1つ気になるのは、生活習慣病対策という言葉が出てきていないことです。高齢者の方の対策が中心で、中年対策という視点は多分「生涯にわたる」というところに包括されているのかもしれませんが、そのあたりも、少しメリハリがない1つのポイントかなと感じます。

○部会長

私も予防とかそのあたりはないと思っていました。5番目に「生涯にわたる健康づくり」ここに入ってくるのかなと思って考えておりました。

それでは事務局の方から御説明お願いいたします。

○企画課長

今、お2方から、いろいろ細かい点まで含めて御意見いただきましたけれども、まず、連携の話についてですが、コミュニティの中で、いろいろな関係部局と連携してというのは当然の話でして、ここは担当部局は主たる担当部局ということで明示させていただいていますので、この項目については、またいろいろな部局が関係してきますので、それは今後具体的に精査をして、最終的には整理をしていきたいと思っています。

それとメリハリの話は、まさにおっしゃるとおりでございます。どこが新しいかをわかるように、もう少し検討してたいと思います。その話とあわせて、総合計画の分野にかかるものを網羅的に入れていきますので、こういう形になっておりますけれども、後でお話しますプロジェクトの中で、重点的に取り組むものを検討しておりますので、そこで今後生活大県を実現していくための重点プロジェクトというか、そこでより見やすい形で検討していきたいと思っています。

それと、今、洪水とか熱中症とか、個別にいろいろなお話ありましたけれども、各部局でコメントがありましたら、関連部局でお願いいたします。

○部会長

そうですね。気候変動に合わせた取組みたいなものは入れた方がいいのかなというように思いますけれども、これは生活環境部でしょうか。お願いいたします。

○生活環境部

気候変動の関係につきましては、今、生活環境部で温暖化防止行動計画というのを策定中でございます。県庁内関係各課のワーキングチームで、ある程度細かいところまで検討していますので、熱中症とか、防災の部分につきましては、御意見として担当部局に伝えまして、その中で検討させていただければと考えてございます。

○部会長

防止じゃなくて、既に起こってきていることに対する対策を入れてほしいというお話です。御検討いただければと思います。

○生活環境部

例えば、ゲリラ豪雨のお話ですが、今、市区町村の中では、その局地的な豪雨の観測などをどこまでやるのかとかいろいろ検討中だと聞いております。そういうのを県の施策の中でどう行政の中で反映できるかということもあると思いますので、そういうことを検討していきたいと思っています。

○部会長

よろしく願いいたします。それでは、E委員お願いいたします。

○E委員

資料3-1の中で、言葉じりなのですけれども、「図ります」と「推進をします」と「推進を図ります」という言葉が、3つが全部文末についていますが、私はこのところで、「図ります」というのが新しい項目で、推進しますというのは今でもやっている項目かなと思って見ていたんですけれども、もしこの辺の言葉じりの何か、定義というか、こういうふうに使っているというのがあれば聞きたいなというのと。

多分どこの県でも、住みよいためにはこのような計画をつくるんだろうと思って見ている中で、唯一③の高齢者のところですね、茨城型地域包括ケア体制という、茨城がここに唯一名前が出ていたのですけれども、このように、茨城にしかないものってこの中にどれぐらいあるのかなというのがちょっと疑問に思いまして、茨城オリジナルの施策というものがもしあれば、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○部会長

では、言葉の「図る」「推進する」幾つかあとパターンがありますけれども、使い分け、何か基準がありましたらちょっと教えてください。

○事務局

言葉の使い方については、完全に統一した見解があってここまで書き込んだわけではないのですが、引き続き整理をしたいと思うのですが、例えば「図ります」といった場合には、物事の充実の場合は、推進というよりは充実を図るという方がすんなり表現できるのかなと。あるいは何か取組を進めるという場合は推進するというようなイメージかなと思っています。それから、他者に何かしてもらおう、県として何かしてもらいたいという場合は、促すという意味で促進しますとか、そんな使い分けは、大きな意味でしているのですが、ただ、そうはいつでも、若干その辺のあいまいなところもありますので、そこは整理させていただきたいと思います。

それともう1点よろしいですか。先ほど、C委員とD委員から御指摘いただいた意見について若干補足させていただきたいのですが。高齢者の部分で、高齢者と障害者をあわせて施策にしているということがあって、なおかつ高齢者は、その福祉の対象というか、弱者だけではないんだという御意見いただきました。まさにそのとおりだと思っておりまして、高齢者とか障害者なんかが生き生きと活躍できる社会という意味では、人が輝く部会の方になってしまうのですが、そちらに位置づけさせていただいております。

具体的に申し上げますと、資料2の各部会ごとの政策と施策一覧を示した横長のものなのですが、そこの真ん中に、人が輝くいばらきづくり部会の方の(3)という政策の中に、④と⑤でしょうか、「高齢者がいきいきと暮らせる社会づくり」それから⑤として「障害者の自立と社会参加の促進」というような施策を掲げさせていただいております。この住みよい部会と人が輝く部会、それぞれ独立するのではなくて、こういった取組が相互に連

携させながら我々としては動かしていきたいと思っております。そういう点で、決して抜けているわけではないということだけは御理解いただきたいと思えます。

それともう1点、C委員の方から、どこが新しいのかというお話あったのですが、おっしゃるとおり、この主な取組の文言上は、なかなか新しい取組が見えないところは我々書いていてもそう思っております。そうはいつても、県としての基本的な施策を展開させるときに、1行ないし2行で書くときに、なかなか個別具体の新しい取組が書けないところがございます、その辺はひと工夫が必要かなと反省しております。

例えば、医療・保健のところでは、1番に「医師をはじめとする医療従事者の確保・定着」とございますが、この裏には、例えば、筑波大学の医学部との連携で取り組んでいる病院と連携して取り組んでいるお医者さんの定着だとか、あるいは、大学方面に寄付口座を行ってお医者さんの確保を図るとか、そういった新しい取組も裏にはあるんですが、なかなかそういったものをここまで書き切っていないということなので、そういったものも、ある程度見えるような形で何らかの方法も考えたいなと思っております。

○部会長

事業レベルでは、新規というのも書けるんでしょうけれども、施策というのと、もう少し大きなものになりますから、見えにくくなっているということですよ。

○企画課長

若干補足させていただきます。茨城で特徴的な取組というお話が、今ありました。先ほどの地域包括ケアもそうです。それから出会いサポートセンターも茨城独自の取組です。ちょっとメリハリの話とあわせて、主な取組はまた次回以降も検討していただきますので、整理をしまして、次回以降また御説明したいと思えます。

○部会長

それでは、今最初に手が挙がっていたA委員お願いいたします。

○A委員

この資料3-1の政策1の医療・福祉関係ですけれども。①の安心して医療を受けられる体制の7番に、医療事故防止対策があります。これは重要なことは言うまでもないのですが、実際にその医事紛争が発生した後の処理の問題ですが、いま幾つかのところではADRができていたりしてしまっていて、茨城県の場合には県医師会が1つ試みをしておりますけれども、予防が大事なことは言うまでもありませんが、今患者さんと医師がコミュニケーションの問題いろいろ指摘されていますので、ぜひ今後の課題として、医療事故、あるいは医事紛争のときの紛争処理のあり方を入れることを検討をいただけないかという御提案でございます。以上です。

○部会長

ありがとうございます。そちらは、事務局の方で御検討いただきたいと思います。では次の方。

○F委員

確認させていただきたいのですが、C先生の方から、メリハリと、重点はどこにあるのかを示してほしいということに対して、プロジェクトで具体化していくが、プロジェクトの方は、まだ検討中というようなお返事だったと思います。そうしますと、重点はどこにあるかというようなことは今の段階では見えない、つまりこれはインデックスにしかすぎないということになるのか、それとも重点がここの中にもそれぞれにあるんだということでしょうか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○部会長

県の計画ですから、どうしても網羅的にならざるを得ないところがあるかと思えます。やはり今後特に力を入れなければいけない部分とかが、いろいろ出てくると思えます。

プロジェクトは、3つの部門にまたがるという視点で見たいこうというのでございますが、具体的なものは、まだ実際には出てきておりません。この部会で、しっかり位置づけてほしいという意見がございましたらここでお出しただいてければ入る可能性もあると。

○F委員

それは重点を置くところをここで意見として上げてほしいという議論の場でしょうか。

○部会長

事務局の方ではどう考えているのかお願いします。

○企画課長

後でまたプロジェクトのお話をしますけれども、今部会長さんがおっしゃられたように、分野横断的、重点的なプロジェクトを検討していきたいと考えております。この取組の中でも、重点的にやっていかなければいけないことは、専門部会で出させていただきたいと思っております。そこで全部が全部提示できるというものではありませんが、重点プロジェクトは、両方見ながら分野横断的な形で検討していきたいと思えます。

○F委員

重点的というところは、現段階ではそれほど明確にはなってはいない。むしろ議論中ということですね。さらにそれを重点化の方向にもっていくということがこの会議の1つの目的であるということですか。

○部会長

そうです。この政策や施策の中にも、非常に力を今後注がなければいけない部分もある

と思います。そのあたりは、委員さんが強調していただいて、それが今後反映されるのかなと思います。

○F委員

プロジェクトは幾つぐらいになるのでしょうか。

○部会長

どうなのでしょう、まだ全然そのところは見えてきていませんよね。事務局いかがでしょう。

○企画課長

今検討中ですが、10幾つという感じはもっていますけれども、今、中身は検討中です。

いずれにしても、プロジェクトについては、まず総合部会で大枠を検討していただいて、具体の中身については、当然部会にかかってくるので、また部会の方でも御検討していただく、そんな整理をしている段階です。

○部会長

よろしいですか。ではほかにいかがでしょうか。G委員お願いいたします。

○G委員

要望です。資料3-1の②子ども・子育ての1番2番のことにに関してなんですが、イメージの向上を図るということは、多分イメージが悪いからなのかと。結婚ナビなどのパンフレットを見ますと、かわいい子育てや、男と女が仲良くしているイメージも随分あるように見受けられますけれども、そう言えば言うほど現実と遊離してしまう感じを持ってしまいます。現実には、子供虐待が起きたり、なかなか結婚できない厳しい社会状況があるわけですから、イメージだけ優先させても、現実と遊離してしまうのではないかと。やはり「若者の」と頭についているのであれば、無理無理イメージの向上を図るというよりも、積極的な意識の向上を図るといような、言葉遣いの方がいいのではないかと思います。いろいろな困難が伴うけれども、やはり積極的に自分の人生を切り開いていこう、パートナーを持っていこう、家族を持っていこうという意味では、単にイメージではなく、積極的な意識の向上に努めるとかということではないかと思います。

それから、2番目ですが、サポートセンターを中心とした積極的な男女の出会いについては、サポートセンターが積極的にやるというふうに解釈するのですが、ただ、出会って、飲んで、食べて、パーティーやるというイメージじゃなくて、もっとそれが地域づくりにつながったり、いろいろな日常の環境の中で、それを出会いの場にしていける状況というのはたくさんあると思いますので、つながるためには、多様なというか、多彩なというか、いろいろな人がいろいろな場に出られるような男女の出会いづくりの場というようにした方がいいのではないかと思います。

○部会長

ありがとうございます。確かに、イメージの段階ではなくて、もっと踏み込んだことをやった方がいいですね。事務局の方で御検討ください。

それでは、H委員お願いいたします。

○H委員

言葉の使い方なんですけれども、「安全に暮らせる平穏な社会づくり」の2番の消費生活の部分の4番で「生産から流通・消費に至る各段階での安全対策を推進します」というのと、6番の「食の安全に関するリスクコミュニケーションを強化します」これを、「リスクコミュニケーションを推進します」というのと「安全対策を強化します」と入れ違えた方がいいのかなと、個人的に思いました。

それから、もう1つは、2番の「生活排水対策や事業所への規制や」言葉の使い方、この使い方についてちょっと検討していただければうれしいなと思いました。

それから、もう1つは、先ほど林業のところ、新規就業者のところの育成・確保、これも「活力あるいばらきづくり」というところに入れた方がよろしいのではないかとおっしゃっていたのですが、食育も同じように、「生涯にわたる健康づくり」の中でも、「健やかな心身を育むための乳幼児からの食育を推進します」というように網羅させてもよろしいのかなと私自身は考えたのですが、よろしくお願いします。

○部会長

ちょっと文言の問題とかそのあたりは事務局で御検討いただくということで、よろしいですか。

○I委員

細かいことで恐縮なのですが、教えていただきたいのですが。この3-1の資料の1ページの「③高齢者・障害者が安心して暮らせる社会づくり」の3番目ですけれども、「福祉・介護サービス」と書いてあります。この場合の「福祉」の意味と、3-1の資料の一番上に書いてある政策「医療・保健・福祉」の「福祉」では、意味が全く違うと考えるのか。「医療・保健・福祉」といった場合には「福祉」の中に高齢者福祉も障害者福祉も入るんだと思うのですが、高齢者福祉の一環として介護サービスが当然あるわけですので、そう考えた場合に、この3番目の「福祉・介護」という言い方は、福祉の中の介護サービスと読むのか、すべての福祉と介護サービスと読むのか、とするならば介護サービスがいかに何か大きく前に出過ぎているなという感じもありますので、この言葉の使い方について、教えていただければ大変ありがたいと思います。

○保健福祉部

保健福祉部でございます。今、「福祉・介護」の文言の使い方ですが、福祉という、細

かい使い方の定義までは、そこまで正直申し上げまして、意識しておりませんでした。福祉自体は当然、広い意味での福祉というようならえ方で当然考えて表記をさせていただいたところでは。

○ I 委員

ということは、この政策の「医療・保健・福祉」のこの「福祉」という意味と、この③の3の「福祉・介護」の「福祉」とは同じ意味というふうに考えてよろしいわけですね。広い意味ということで考えてよろしいですね。

○保健福祉部

この場合の介護サービスになりますが、福祉全般の中に介護サービスという1つのメニューがあります。冒頭でうたっております政策の中の「医療・保健・福祉」というのは、福祉は広い意味だと思います。福祉自体は、介護サービスも包含していると思うので、介護サービスというのを、その中で、特に力を入れていく例示的なものという意味で使わせていただいております。

○部会長

今日、見ていただきたいのは、施策が5本ありますが、これを中心に御検討いただきたいと思っております。施策1から5と、この形で載せていくことについては、これよろしいですか。

多少先ほどの高齢者と障害者、並列で1つのところでいいのかという御意見ございましたけれども、ここは。

○ J 委員

私、前回の元氣いばらき戦略プランと比較しているのですけれども、これを利用する側から見た場合に、果たして、使いやすい内容になっているかどうかということで、特に茨城型地域包括ケア体制という、ここにだけ茨城型の独自の事業が挙げられているのですけれども、補足説明が必要なのではないのでしょうか。

○企画課長

用語とかは、新しい言葉などは当然わかりやすく整理をしていきます。

○部会長

よろしいですか。政策1のところは、この5本でよろしいですね。

○ D 委員

基本的には、高齢者と障害者を分けた方がいいと思います。参考資料の1を見ますと現行計画では「高齢者がいきいきと暮らせる社会づくり」と「障害者」と分けてありますよ

ね。現行計画「住みよいいばらき」のところにある「高齢者いきいき」というのが、先ほど御説明いただいた「人が輝く」にそのまま言葉として移動してしまっていて、何かその辺がまだ整理ができかねている部分があるように思うので、このまま了解ということではなく、再度御検討いただいたうえで、やはりこうだというなら構わないのですが、決めていただければいいと思います。これからの5年、高齢者がふえる中で、高齢者対策と障害者対策というのが、ただ「・」というふうにするのは、やはり問題があると思うので、できるのであれば新しい項目を起こした方がいい気がします。

○部会長

高齢者と障害者、それぞれ単独で、これ施策を挙げた方がいいという御意見ございますので、その点につきましては、事務局とまた十分検討をさせていただきたいと思います。

それでは、2番目のところ「安全に暮らせる平穏な社会づくり」です。ここは6本施策が立っております。

○K委員

防災体制・危機管理の強化のところで質問させていただきたいと思います。近年、新しい災害、特にローカルで極端な現象が起こるということで、いろいろな観測網とか、情報のネットワーク化とか、対策も進んできて、多分今後5年間を考えると、より利活用が可能な形で提供されるようになることが予測できますので、ぜひともそういう新しい技術を取り込んで、積極的に災害に対応できる仕組みづくりを強化させていただきたい。そのための情報の共有化、伝達の手法とか、そういったものはITの専門部局と連携して行っていただきたいなど。これは前回もコメントさせていただいたことです。

もう1つは、キーワードとして、実際の災害、特に大きな災害の場合、県だけでの対応は難しいと思いますから、他県との連携体制とか、市町村との連携体制とか広域連携体制の整備強化をするというようなものは、表現の中にキーワードとしてぜひとも入れていただければと思います。以上です。

○部会長

広域的な連携ですね、これ文言としては出ていないので、入れていただけるといいですね。よろしくお願いします。

○A委員

細かい点ですけれども、①の5の「防犯ボランティア」や、③の交通安全のところの4には「交通安全ボランティア」が入っていますけれども、①の犯罪に強い地域づくりの7「犯罪や災害などの被害者や家族への支援体制」のところにも、民間団体などとの連携という言葉を入れていただきたいと思います。いわゆる被害者対策も、これは犯罪被害者の基本法で民間団体との連携ということが、明確に示されておりますので、ぜひここは入れていただきたいと思います。

それからもう1点ですが、②の消費生活で欠けていると思う視点が、消費者事故の情報管理の問題です。消費者事故発生時の情報、事故情報等の収集管理の一元化、それから事故の被害者等への適切な情報提供という点です。今、消費者事故というのは食品や、製造物責任など、かなり幅広い分野ですが、事故が、その後どうなったのか、原因は何なのかという情報提供について、当事者の方は一番知りたいので、この視点はぜひとも入れていただきたい。これは消費者庁の方でも今後大きく検討されると聞いていますので、ぜひ、先取りのような形で、茨城県でも進めていただきたいと思います。

○部会長

消費生活に関しましては、情報の一元化は既に国がやっていますので、その部分は、実際にはもう動いています。それから、被害者支援の民間、ボランティア等との連携についての文言とかを、事務局の方で御検討いただければと思います。

○L委員

「犯罪に強い地域づくり」という文言があると思うのですが、その部分の裏側には隠れた意味があると思うのですが、住環境の、防犯体制が整った住環境ということも大事だと思いますので、その辺のことも含んだ形で、何らかの形で入れていただければと思います。

それと「原子力安全体制の確立」ということで、資料の3の方では、ある程度細かくうたっていると思うのですが、それに加えて、あってはほしくないことなのですが、事故が起こった後の通知なり、市民への周知なりなどケア対策を、施策の文言としては入りにくいとは思いますが、裏側にそういったものを含めた形での何か文言があればと思います。前回の臨界事故について、いろいろな蓄積があったと思うので、その辺のことを整理したものを、入れていただければと思います。

○部会長

ありがとうございます。そのあたりも、事務局の方で、御検討ください。では、C委員お願いいたします。

○C委員

(2)の施策が6本立っているのは、大体このような数かなと思います。1つだけ、表題ですけれども「安全に暮らせる平穏な社会づくり」この「平穏」という言葉が、今から先、何もないですよというようなイメージを与え、現実感がないように思えます。何もない方がいいのですけれども、5年間何もないことはあり得ないと思います。安全な社会というのは、何もないということではなくて、何かがあったときに備えができていないことではないかなと思うのです。そこで平穏という言葉は備えができていないイメージとは少し違うと思うので、この「平穏」という言葉をここに入れるのは、どうかと思います。

○部会長

そのあたりは事務局と検討させていただきたいと思います。時間も大分押してきていますので、2番目のところはよろしいですか。

それでは、3番目の「みんなで取り組む地球にやさしい環境づくり」のところ、こちらの方ですね、先ほど事務局の方から「林業・木材産業の振興による」というところ、このところのまくら言葉をとって、健全な森林の育成のようなものは、環境の中で扱っていきたいと思っているのですけれども。そうすると、新規就業者育成確保とか幾つかは「活力ある」の方に移していきたいと考えるのですが、よろしいでしょうか。そこのところ整理させていただくということで。

ありがとうございます。そのほか、何かあれば。よろしければこの5本でいきたいと思います。

○C委員

施策のところはいいのですが、担当部局です。例えば、①の3の環境学習というのがあるのですが、これは生活環境部の担当になっていますが、これまでも教育とか意識啓発というのはそれぞれの部局担当になっていきますけれども、この担当部局の中には、教育部局というか、小学校、中学校、高校とかそういう話は入らないのですかね。要するに、生涯学習、あるいは社会教育として環境教育や、防災教育、安全教育など、その公教育の中に要素を取り込んでいくことが必要ではないかと思うのですが。今まで教育部局の名前が全然入っていないので、そこはどうなっているのでしょうか。

○企画課長

ここも関連する部局が入っていきますので、それは精査して詰めていきます。

○部会長

よろしいでしょうか。この5本でいくということで。

それでは、次のページの「人にやさしい良好な生活環境づくり」ということで、こちらの方御覧いただきたいと思います。F委員お願いいたします。

○F委員

「人にやさしい良好な生活環境づくり」の「良好」というのは、イメージがわきにくいと思うので、さっきC委員がおっしゃった「平穏な」というのと併せて、もう少し工夫があってもいいのかなというように感じます。さらに言いたいことは、「地域コミュニティの活性化とグローバル化への対応」というところですが、ここに多文化共生地域づくりを推進しますとうたってあり、そして、資料の2の「人が輝くいばらきづくり」の3の6にも「世界に開かれた多文化共生社会の形成」という、「多文化共生社会」という言葉が使われています。けれども、この多文化共生社会といいますのは、一般的な理解では、外国人が長期に地域社会の中に住むという状況が起こっていて、その外国人を、外の人で

はなく、内の人として、地域の中で外国籍の市民とか県民として認め、ともに一緒に地域づくりをしていこうというような意味で理解をされています。そのような意味でよろしいのかということです。つまり本当に外国人を地域の中に取り入れて、本格的に共生の地域づくりを進めていこうという覚悟があって、ここに使われているのかということをお聞きしたいと思います。

というのは、今の日本の社会の中では、外国人は増えていますが、本当に外国人が定住するような社会にはなっていないわけで、日系の人ならば仕事できるけれども、それ以外の人は、日本人と同じ仕事はできないことになっておりますから、そういうことを考えると、本当にここで覚悟して多文化共生の言葉を使わなければいけないなというように感じるので、そのことをお伺いしたいと思います。

それから、もし多文化共生の地域づくりということであるならば、やはり今の状況では、外国人と日本人が共生できるような場もなければ機会もないという状況になっておりますので、やはり共生の拠点づくりといいますか、出会える場所というものをちゃんとセットしないと、なかなか共に生きるという意識は生まれてこないのではないかと思います。

それから、例えば、外国人のところで言いますと、共生するためには、情報を共有しなければなりません。しかし、多言語表示は、努力されているということは知っておりますけれども、まだ進んでいないというように思います。例えば警察、あるいは医療、あるいは教育の部分であっても、多言語表示はなかなか進んでいない。各部局それぞれが責任を持って進めるというような体制にしなければ進んでいかないんじゃないかと危惧をいたしますので、そういう担当部局との連携、プロジェクトにも関係してくるのかもしれませんが、そのあたりの明示を、ぜひよろしくお伺いしたいと思います。

○部会長

事務局の覚悟のほどはということなのですが、どうでしょう。

○生活環境部

生活環境部でございます。多文化共生につきましては、現実にはそうならないだろうという大変厳しい御指摘です。そのとおりだと思いますが、日本の社会に入っている外国人の暮らし方というのは、おっしゃるように共生していくまでには相当時間がかかるだろうと、ただ、行政としては、多文化共生に向けて、その目標に向かって一生懸命やっていくというか、努力していこうということで御理解いただければと思います。

○F委員

多文化共生という言葉が、政府が旗を振って、全国の自治体で進んでいるところから、ここにも上がっているというお返事だと思うのですが、でもここに上げるからには、茨城県としても努力をするということではなく、やはり茨城県も全国で10番に入る外国人の多い県でありますし、実際問題、外国籍の方が増えて、また国際結婚も非常に増えておりますし、そして茨城県そのものがやはり外国人の労働力を必要としている県でもある

うかと思えます。その意味では、これから5年後、10年後ということを考えるならば、どうしても避けて通れませんから、むしろ茨城県でこそこれが実現するんだというように、もっと積極的にうたっていったらいいかなと。自民党がやっているように1,000万にはならないかもしれないのですけれども、でも、そうなっても不思議ではないグローバルな環境があるということ、すべての部局でやはり自覚して進めていかないと、多文化共生という言葉はうかつには上げられないのではないかなと思えます。ぜひ責任をもって、この言葉を使っていたきたいと思えます。

○部会長

ありがとうございます。

○D委員

ちょっとお聞きしたいのですが、「地球にやさしい」というのに対して「人にやさしい」という場合のこの「やさしい」は何を指すのでしょうか。

○事務局

「やさしい」という言葉ですけれども、こちらの方の施策にも書いてありますが、ユニバーサルデザインとか、人が暮らしていく上で、非常に何というのでしょうか、その人が住みよいというのでしょうか、使いやすいとか、そういうやさしい空間をつくっていかうということなんです。

○D委員

すごくあいまいな「やさしい」という言葉をなぜ使うのですか。あいまいなことに意義があるのか、ほかの言葉ではだめなのか。逆にいうと、地域コミュニティの活性化というのは、人に対してとか、ソーシャルキャピタルみたいな話だと思うのですが、中身はわかるのですけれども、この言葉として果たして本当に「やさしい」という言葉でいいのかというのが質問の趣旨です。吟味されて使われているのでしょうか。

○事務局

「やさしい」という表現につきましては、そこまで深い議論というところまではしておりませんが、「住みよい」であるか、「快適」であるとか、そういった表現の中で「やさしい」というものを使っているところでもあります。中身については調整していきたいと思っております。

○部会長

1から3に入らない部分が入ってきているのかなと思えます。それを総括する意味で、そういう言葉が使われているということだろうと思えます。

○C委員

「やさしい」という言葉の意味を同じように考えていたのですけれども、幾つかあると思って、1つは、利便性というか、生活していて苦勞がない。2番目は、生活の楽しさがあるということだと思ふのです。これは自然を楽しむとかそういうのも含めて、人工環境、自然環境を含めて。それから、そこに住んでいると誇りになるというのが「やさしい」というものの要素の1つになると思ふのですよ。要するに自分たちの地域はいい地域だと、住んでいて楽しい。それから4番目は、環境に配慮されている、あるいは環境負荷が低いというのは最近では重視されていると思ひます。

先ほど、D委員がおっしゃっていましたが、そういう物理的、ハード的なものの上に、ソーシャルキャピタルというか、人のつながりとか、コミュニティがしっかりしているというような要素もあると思ふのです。それで、そういう意味ではこの1から4までに入っていると思ふのです。

○部会長

ありがとうございます。議論は尽きないですが、時間が大分オーバーして大変申しわけございません。きょうのところは、ここの政策展開の基本方向に係る施策体系、ここのところを皆様で御議論いただきました。たくさん御意見いただきましたので、事務局の方で整理していただきまして、私の方で確認した上で、中間取りまとめとさせていただきたいと思ふのですが、よろしいでしょうか。

それから、このあと議事3が残っております。少しの間、もう少し会議を続けてまいりたいと思ひます。

議事3のいきいきいばらき生活大県プロジェクトについて、事務局の方で簡単に御説明いただいてよろしいでしょうか。お願いいたします。

○企画課長

時間が超過して申しわけございませんが、議事3のいきいきいばらき生活大県プロジェクトについて御説明させていただきます。

資料4でございますが、まずプロジェクトに関するこれまでの審議の経緯でございます。第2回総合部会、前回の専門部会におきまして、いばらきモデル推進プロジェクトという形で政策分野を横断し、日本をリードするような先進性の高いプロジェクトを位置づけて、整備をしていきたいということで、最初の考え方を提示させていただいたところです。その後、関係部局と検討を行いながら整理をして、7月5日に開催された第3回総合部会におきまして、資料4の2枚目にありますように、安全・安心で快適に暮らすことができる生活大県を実現するため、本県の持つ優位性や先進性を最大限活用して、全庁を挙げて取り組むプロジェクト、いばらき生活大県プロジェクト21として位置づけ、ねらいを明確にして、21のプロジェクトを例示的にお示しをしたところでございます。

この事務局案につきましては、委員の皆様からも、プロジェクトと政策展開の基本方向との関連性を明確にすべきであるというような御意見とか、県庁内の調整の中でも、テー

マについてはさらに検討すべき、あるいは内容についても実現性とか、内容的な重複などを整理すべきというような意見が出されております。

こうした経緯を踏まえて、具体的なプロジェクトはまだ整理中でございますが、政策展開の基本方向と、プロジェクトの関係を、事務局で整理した資料が資料4の1枚目でございます。政策展開の基本方向は、総合計画としての県の幅広い分野での取組を3つの目標別の政策として網羅的かつ体系的に位置づけたものでございます。

一方でプロジェクトは、本県が目指す生活大県を実現するために、こうした取組の中から本県の抱えている課題や先進性、優位性に配慮しながら、重要な施策を抽出して分野横断的に整理した施策を位置づけようとするものでございます。政策展開の基本方向が網羅的、体系的であるのに対して、プロジェクトは重点的、横断的に整理をして、わかりやすい形で示していきたいと考えてございます。

いずれにしましても、現在プロジェクトのテーマ、かつ具体的内容につきまして、いろいろな御意見を踏まえて、関係部局とも協議、検討を進めているところでございますので、全体が見える形で、さらに整理をして、今後総合部会に提起をして、御審議をいただき、さらにプロジェクトに、総合部会でそのプロジェクトの基本的内容や枠組み等について固めていただいて、具体内容については、さらに専門部会で御検討いただきたいと考えております。今回の専門部会におきましては、今後進めるに当たって、参考となる御意見をいただければありがたいと思います。

具体的なイメージが描き切れておらず、姿が出てきていませんので、なかなかわかりづらいたと思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上でございます。

○部会長

本日時間が余りございませんけれども、ここの具体的なもの、まだ事務局の方でもまとめられていない段階でございます。この住みよいいばらきづくりの政策、施策、この中から、他部局と連携して、重点的に取り扱うべきものがここに上がってくるということになるかと思ひます。よろしいでしょうか。

この中にどうしても取り上げていかなければいけないのもたくさんあるのですけれども、特に、地球環境の問題や、子育て、高齢社会などを、しっかり取り上げられたらいいなと思ひております。

御質問はありますか。よろしいですか。

はい、それでは、本日たくさんのお意見ちょうだいしました。こちらの御意見にしましては、事務局で整理をしていただきまして、もう1回専門部会残っておりますので、次回の専門部会で再度御議論いただきたいと思ひます。中間取りまとめを一旦出しますけれども、再度御議論いただくということで、本日の審議事項、終了したいと思ひます。

それでは、事務局の方から、その他として連絡事項お願ひいたします。

○事務局

本日は長時間にわたり御議論いただきまして、ありがとうございました。

次回の専門部会についてでございますけれども、10月ごろ開催を予定したいと考えております。日程につきましては、部会長さん、副部会長さんと相談をさせていただいた上で、早目に委員の皆様と予定を立てていきますので、よろしくお願いいたします。

また、本日、時間も短くて、なかなか意見が言えなかったという方もおられるかと思えます。お気づきの点等ございましたらば、いつでも結構ですので、事務局の方にお申しつけいただきますようよろしくお願いいたします。

それから最後に、テーブルの上に、現行計画の冊子を乗せてございます。次回も事務局の方でこちらの方を御用意させていただきますので、そのまま机の上に置いたままでお願いしたいと思います。事務局からは以上です。

○部会長

以上で、第3回住みよいいばらきづくり専門部会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。

午後零時13分閉会